

# もつと、 ずつと、 いい日

隔月刊「もつと、ずつといい日」  
発行 / 2019.5.27  
株式会社MOZU 東京都新宿区西新宿3-17-7  
Tel / 03-5755-3150  
企画・編集 / スタッフHMNS  
無断禁転載・非売品(会員誌)

【監修】



一般社団法人

温熱療法協会

Hyperthermia Association

## 治療者はあくまでも 「援助者」

「不眠ながらひとつの目安案として演題をお示しさせていただければ、帯津先生の『ポジティブな生き方』というのでいかがでしょうか」

過日、ある歴史ある協会の名代で講演依頼をするために演題案を携えて先生の池袋のクリニックをご訪問させていただいた。演題案は同協会員が先生の講演を拝聴する機会があり「元気をもらったインパクト」を他の会員にも受け取ってもらいたいという趣旨から考えたのだという。

冒頭から唐突な話題を紹介したには理由がある。実はこの演題の発案者の趣旨が先生の医療人としての姿勢を象徴的に捉えているように思えたからだ。



おびつ りょういち

## 帯津良一

1936年。埼玉県生まれ。東京大学医学部卒業。同付属病第三外科、都立駒込病院外科医長などを経て、1982年、川越市に帯津三敬病院設立。現在、同病院理事長、名誉院長。医学博士。日本ホリスティック医療の第一人者。著書は「養生問答」(五木寛之共著)「いさぎよく死ぬ生き方」など100冊を超える。

先生はホリスティック医学の第一人者として、西洋医学に中医学やホメオパシーなどの代替医療を取り入れた医療を行っている。その柱の原点は患者の「自然治癒力」の増強であり、病気を治す中心は患者の「自ら癒す」姿勢を基本としている。

治療者の立場はあくまでも「援助者」であり、患者と一緒に高めていくことにあるとしている。

そのためには患者に元気を与えることはとても意味あることである。事実、帯津病院は「来院時には不安で、暗い表情だった患者さんが笑顔で帰られたこと。そんな場を作れたことが私たちの喜びであり、誇りです」という。

実は本号で紹介した江幡さんも川越の帯津病院や池袋のクリニックに通い先生から「元気をもらった」という。

## 体を温めることは 最良の健康法

その上で、既述したように患者にあった適切な代替医療が行われる。温熱もその一つだ。体を温めるとリンパ球の数が増える。東洋医学では人を熱症と寒症に分けて治療にあたる。

特に体が冷えている人はさまざまな症状が出たり病気を発症したりし兼ねない。体を温めると血流もよくなる。体を温めることは最良の健康法だという。

先生は言う。気持ちがいいと感じることなら何をしてもいい。なぜならときめきや喜びが免疫力を高めるから。芽を出し花が咲く、咲いた花を見てときめく。人は明るく前向きになる。それでいい。先生の「帯津流養生訓」の真骨頂でもある。



帯津先生(左)と弊社代表菱田(右)がお会いし、いろいろとお話を伺いました。

誰でもわかる薬機法入門講座⑤

## 誰でもわかる薬機法入門講座⑤ ～法令遵守精神で正しい製品普及を～

薬機法第66条では、「何人も医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等の名称、製造方法、効能、効果又は性能に関して、明示的であると暗示的であるとを問わず、虚偽又は誇大な記事を広告し、記述し、又は流布してはイケない」と定めています。なぜそのような規制を行うのでしょうか。この法律は、前号でも少しふれましたが「保健衛生の向上を図ること」(第1条)の「目的」に対する「国の責務(第1条

の2)」で定められたものを根拠としています。分かりやすく言えば、「消費者に医薬品的な誤解を与え、商品が流通することにより、医薬品に対する概念を混乱させ、医薬品に対する不信感を生じさせて消費者に正しい医療を受ける機会を失わせ、疾病を悪化させることを防ぐ」ための規制です。MOZUの製品は医療用機器の認可を得ている製品以外は、上記の分類に該当するものではありません。医療機器でも

再生医療用の機器でもありません。とすれば、薬機法第66条は関係がないように思いませんか。でも違います。例えば「遠赤王『日だまり』を使うと腰痛が治るよ」と宣伝し販売すればどうなるのでしょうか。薬機法違反になります。薬機法では虚偽または誤解を招く恐れのある事項や承認を受けていない効能効果の表現を禁じているからです。